

広島県内の金融機関8組織との「金融犯罪に係る情報提供に関する協定」の締結について

1 < 目的 >

広島県内に本店を置く金融機関8組織と広島県警察が、特殊詐欺等金融犯罪を巡る深刻な情勢を鑑み、被害防止及び犯人検挙に向けた取組を推進することを目的として協定を締結したものである。

2 < 日程 >

(1) 協定締結日

令和7年7月29日

(2) 運用開始日

令和7年8月1日

3 < 締結先金融機関 >

- ・広島市信用組合
- ・広島県信用組合
- ・信用組合広島商銀
- ・**両備信用組合**
- ・備後信用組合
- ・呉市職員信用組合
- ・朝銀西信用組合
- ・中国労働金庫

4 < 内容 >

特殊詐欺等の被害のおそれが高いと判断される取引や不正な口座等の情報を共有し、特殊詐欺等の被害拡大防止及び犯人検挙に向けて、金融機関8組織と広島県警察が連携を強化するものである。